

災害時の避難に 支えが必要な人の 命を守るために

避難行動要支援者制度がスタート

大規模な災害が発生したとき、高齢者や障害のある人など、自力での避難が困難で支援が必要な人たちがいます。このような人たちが安全に避難できるよう、本市では、平成18年から「災害時要援護者台帳」を作成し、災害時の支援体制を整備してきました。このたび、災害対策基本法が改正されたことを受け、今回新たに「避難行動要支援者制度」としてスタートします。



特に支援が必要なのは次の人たちです

1
要介護認定区分が
3~5の人



2
身体・療育(知的)・
精神障害者保健福祉
手帳の交付を受けて
いる人



3
地域で支援の必要性
を認めた人(原則75歳
以上の単身者または
75歳以上を含む70歳
以上のみの世帯)



※施設入所者を除く
※2は身体:1種1、2級(心臓・腎臓・免疫機能障害を除く)、療育:手帳A判定、精神:手帳1級

主に考えられる支援は次の通りです

情報伝達

例えば 土砂災害警戒情報が発表された。急傾斜地のそばに住んでいる一人暮らしのAさんは知っているだろうか。あらかじめ避難できるように知らせに行こう



安否確認

例えば 大きな地震が発生した。幸いうちは大きな被害はなかったが、近所で寝たきりのBさんは無事だろうか。確認しに行ってみよう



避難支援

例えば 台風に伴い避難指示が発令された。周りの人にも協力してもらい、足の不自由なCさんと一緒に避難しよう



※災害時にこれらの支援が保障されるものではありません。日ごろから、対応を考えておきましょう

支援が必要な人の名簿を整備し、いざという時に備えます

大災害時の避難に備え、支援が必要な人の名簿「避難行動要支援者名簿」を市で作成します。また、同意を得た上で、自治会などの地域団体やその他関係機関と名簿を共有することにより、日ごろの見守りや防災訓練などにも生かすことができます。地域団体などへ名簿を提供することについては、随時、同意の確認をさせていただきます。

地域団体などへの
名簿提供
同意あり



地域団体などへの
名簿提供
同意なし



市で名簿を保管

氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号その他連絡先などを登録



日ごろの備え

- ・地域団体・その他関係機関でも名簿を共有
- ・緊急連絡先やかかりつけ医院などを記した「個別計画」を作成
- ・日ごろの見守りや防災訓練に活用

大規模災害時に名簿を活用

- ※災害対策基本法により、名簿情報の提供を受けた支援者本人に対して守秘義務が課せられます
- ※市が地域団体・その他関係機関に名簿を提供する際には、名簿情報の取り扱いに関する協定を締結します。なお、その他関係機関は、消防機関、警察、市社会福祉協議会を想定しています
- ※名簿提供に不同意の場合も、大規模災害時には地域団体などに名簿を提供する場合があります

ココもポイント

- 旧名簿（災害時要援護者台帳）は、同意を得た上で、新名簿（避難行動要支援者名簿）に移行します
- 支援が必要になったときは、いつでも名簿に登録できます。詳しくは、市、自治会、民生委員・児童委員にお問い合わせください

大切なことは 地域での助け合い（共助）

災害時に被害を最小限にするためには、地域での助け合い（共助）が不可欠です。阪神淡路大震災では、救助された人の9割が、家族・地域での助け合いによるものです。

今後、避難行動要支援者名簿を地域での見守り、防災訓練に生かしていくことで、いざという時の避難行動をよりスムーズに進めることが期待できます。



住民による倒壊家屋からの人命救助訓練
（平成26年度市民総ぐるみ防災訓練）



四日市市自治会
連合会 会長
小川 泰雪さん

高齢化社会が進み、「避難行動要支援者名簿」の重要性はこれからますます高まっていくと思います。どこで、誰が、どんな支援を必要としているのかという情報を、あらかじめできる限り地域で共有しておくことで、災害時の避難行動を実効性の高いものにする事ができます。

自治会では、今後も防災訓練や備蓄品の充実を図り、「地域の防災力」をさらに高めていきたいと思いますが、災害時に多くの人の命を守るためには、近隣住民が助け合うことが不可欠です。日常から、隣近所でのコミュニケーションを図るとともに、地域の防災訓練への積極的な参加、ご協力もよろしくお願いいたします。